

2018年10月19日

## 監査請求書

国立大学法人東北大学

監事

小林 邦英 殿

監事（非常勤）

牛尾 陽子 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

東北大学職員組合は東北大学に対し、2018年7月19日に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定により、東北大学と石寄・山中総合法律事務所の業務契約および業務委託に関する法人文書「最初の契約・発注から現在までの契約書・発注書」「最初の契約・発注から現在までの支払い明細書の全部の開示を請求した。それに対して2018年9月3日に東北大学情報公開室より、法人文書部分開示決定通知書の送付があった。

その中の一部の支出契約決議書（契約日：平成30年2月7日、平成30年2月23日、平成30年4月17日）の3件は、予定価格が空欄であった。東北大学・契約事務取扱細則第46条には「財務総括責任者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第20条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない」と記されている。また、平成27年4月に学校教育法及び国立大学法人法が一部改正され監事機能が強化されたのを受けて、国立大学法人等監事協議会が「監事監査に関する指針」を公表し、「監事は、業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行うものとする」と基本的心得を定めている。

両監事には、速やかに予定価格を設定せずに契約を結んだ事実関係を監査確認し、大野総長に対して、契約の撤回を勧告することを求める。

以上